

住宅用地の申告のお願い

平成 21 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日の間に、住宅用地としての土地の利用を変更した人、または新たに土地を住宅用地として利用している人は、住宅用地特例の適用が変わりますので、申告が必要です。

※住宅用地とは、1 月 1 日(賦課基準日)現在において、住宅として使用されている家屋の敷地の用に供されている一画の土地をいいます。新たに住宅の建設が予定されている土地や、住宅が建設されつつある土地は住宅用地とはされません。

具体的には、次のような場合になります。

1. 住宅を**新築・増築**した場合（既に家屋調査が済んだものを除く）
2. 住宅を**新たに取得**した場合（既に家屋調査が済んだものを除く）
3. 住宅を**取り壊**した場合（既に滅失登記が完了したものを除く）
4. 住宅を**店舗・事務所**などとして利用し始めた場合
5. **店舗・事務所**などを住宅として利用し始めた場合
6. 土地の利用を変えた場合（例：住宅の庭を賃貸駐車場にしたなど）

【申告の方法】

固定資産税の住宅用地等申告書に必要事項を記入の上、税務課資産税係（4 番窓口）へ申告書をご提出ください。

なお、別途関係書類を提出していただく場合もあります。

※固定資産税の住宅用地等申告書は、税務課資産税係(4 番窓口)で配布しております。

また市のホームページ (<http://www.city.ogori.fukuoka.jp>) でもダウンロードできます。

申告は平成 22 年 2 月 1 日(月)までにお願いします。

詳しくは税務課資産税係(4 番窓口)までお問い合わせください。

問い合わせ先 税務課資産税係 ☎ 72-2111 内線 122、123



のびのび通信



～こんなことしたよ～

● 問い合わせ先 小郡市子育て支援センター
☎ 兼ファクス 73-5041

メールアドレス kosodateshien5041@suo.bbq.jp

ホームページ <http://www1.bbq.jp/ogori.kosodate/>

新年明けましておめでとうございます。今年ものびのび教室やオープンルームに参加したり、サークル活動を楽しんだりして仲間を広げ、子育てを楽しみましょう!!



★ のびのび教室 ★

第6回『おやつ作り』

12月8日(火) ひまわり館東野

* 参加者の声 *

- ・手作りのおやつがいいと思っ
ていてもつついワンパター
ンになりがちだったので、今
日は参考になりました。
- ・簡単ですぐ出来て、おいし
かったです!!



★ のびのび広場 ★

『親子ふれあい遊び』

11月26日(木) あすてらす

講師：橋本里香さん(こぐま学園)



* 参加者の声 *

- ・抱っこやおんぶをしてのゆらゆらが脳
にいいと聞き、スキンシップが大切な
んだなと思いました。
- ・布団や新聞紙など家にあるもので、
こんなに楽しく遊べるなんて!! 家
でも是非やってみます。

★ リフレッシュ講座 ★

12月3日(木) 文化会館小ホール

『フラワーアレンジメント』

～クリスマスツリーを
作ろう～



* 参加者の声 *

- ・とても素敵なツリーが出来て、大
満足です!!
- ・久しぶりに集中して、物事にとり
くむことができました。とても楽
しかったです。